

今月から変わる相続法

民法の相続に関する規定(相続法)がこの7月から大きく変わります。故人の預金を遺族が必要に応じて換金できる仕組みがスタートします。介護の貢献に応じて財産を受け取れる権利を新たに義理の娘らにも認められます。相続で起きがちな手続き面の混乱や親類間の争いを避けるのに一定の効果が期待されますが注意点もあります。

2018年7月に改正された相続法は手続きの簡略化、争いの回避を狙いに様々な規定を盛り込んでいます。そのそれぞれの規定に施行日が決まっており、今年7月1日は重要な変更がたくさんあります。

◆ 預金の仮払制度で入院代や葬儀代に充当

その1つが遺産となった預貯金に関する規定です。相続法によると遺言書を残さずに亡くなった場合、故人の財産は遺族(相続人)による共有の扱いとなります。分けるためには全員で話し合って方法を決める「遺産分割協議」が必要になります。

しかしその協議は、相続人が離れて暮らしていたりして時間がかかるのが通常です。その間、生前の入院代や葬儀代などの支払いを迫られて故人の預金に頼ろうとしても銀行が容易に換金に応じてくれないことがあります。

そこで始まるのが預金の仮払い制度です。分割協議の最中であっても、他の相続人の了解なしで一定額まで口座から引き出せるようになります。その額は相続人1人当たり「預金額の3分の1×法定相続割合」までとなります。

● 遺産分けて協議中の場合

預金額 × 1/3 × 法定相続割合
(1金融機関あたり150万円が上限)

● 協議がこじれて調停中の場合

裁判所が必要と認めた金額まで引出可能

例えば預金額が600万円で、相続人が配偶者と1人の子なら法定相続割合はそれぞれ2分の1で引き出し可能額は100万円となります。1つの金融機関で引き出せる金額には150万円という上限がありますが、申し出て戸籍謄本などを提出すれば金融機関は応じてくれます。

遺産分けを巡って遺族同士がもめて分割協議の場が家庭裁判所での調停に移ることもあります。その場合、家裁が必要だと認める金額は引き出し可能です。

ただし、預金は引き出した後もあくまで相続人共有の財産であることは忘れてはいけません。例えば、分割協議の結果、ある遺族の取り分がゼロと決まれば、その人がすでに引き出した分は他の相続人に渡す必要があるからです。

◆ 遺留分侵害額請求権

7月からの改正でもう一つ大きいのが「遺留分」についての規定です。相続で遺言が残されていた場合、その内容のとおり遺産を分けるのが相続法の基本です。ただし、配偶者や子など法定相続人にあたる人に対しては、遺産をもらえる最低限の割合を保障しています。それを「遺留分」といいます。

ところが、世の中では実際に遺言書を開封してみたら、偏った遺産配分が書かれていたという例は珍しくありません。これでは遺留分より少ない分け前しかいない人は、権利を侵害されたことになります。

CONTENTS

今月から変わる相続法	P.1
利益計上法人の所得が 過去最大!	P.2
消費税不正還付が急増 昨年度は19億円	P.2
税務に関する再調査 ・訴訟等の概要	P.3
競売と任意売却	P.4
年次有給休暇の時季指定に 関する実務上の注意点	P.4
7月度の税務スケジュール	P.5
今月の名言録	P.6
無料相談会実施中	P.6



たとえば、総額8000万円を3人の法定相続人で分けるケースでみてみましょう。問題となるのは次男の配分です。この例で次男の遺留分は、財産全体の8分の1、金額で1000万円ですが、遺言書には預金500万円と書かれていたとします。

	遺言上の配分	相続法上の遺留分
配偶者	自宅 5000万円	2000万円(全体の1/4)
長男	預金 2500万円	1000万円(全体の1/8)
次男	預金 500万円	1000万円(全体の1/8)

従来の制度では、次男が不足分の受け取りを兄らに請求すると財産が相続人による共有状態となりました。

預金ばかりか自宅の不動産まで共有となってしまい、すぐには分割できないようになってしまいます。共有状態になった財産は、改めて分けるのに「共有物分割訴訟」という裁判さえ必要になりかねません。こうして遺留分を巡る争いは解決に数年かかることが珍しくなく、制度にも問題があったといえます。

改正法の施行後は、遺留分に満たない分は、現金で請求することとなります。これを遺留分侵害額請求権といいます。上記の表の例では、次男は「現金で500万円を払って欲しい」と兄らに請求ができることとなります。これまでのように共有状態にはならないため、前述のような共有物分割訴訟は不要となるのです。裁判所は今も調停などの場で遺留分の現金返還を提案することはありますが、改正後は権利が明確となり、解決までの時間が短縮するとみられます。なお、遺産が不動産しかなくて現金をすぐに用意できない場合を想定し、裁判所の判断で支払期限を延ばせる仕組みもできています。

◆ 遺留分を不動産で渡した場合の課税問題

今回の改正で課税上の問題も指摘されています。あくまで遺留分への弁済は金銭が原則です。したがって、不動産しかない場合に、その一部の不動産そのものを遺留分として渡した場合には、不動産の譲渡になり、譲渡所得税が発生することも想定しないといけなようです。

◆ 介護「嫁」も請求権

子らが親の介護で大きな貢献をしていた場合、「寄与分」といって、遺産分けに反映する決まりがあります。しかし、その対象はこれまで法定相続人の範囲内に限られており、例えば、義理の父を生前に介護していた嫁は対象外でした。

これに対して今回の改正法では、「特別寄与料」が新設されます。故人にとっての子ども配偶者らが貢献分を請求できる権利です。特別寄与料を求める場合、相手は通常、義理の兄弟らになりますので、波風が立たぬように話し合う必要がありそうです。

利益計上法人の所得が過去最大！

◆ 会社標本調査(平成29年度)の結果が公表

国税庁は先月、国内の法人企業を対象に資本金階級別や業種別に、その実態を明らかにした「平成29年度分会社標本調査」を公表しました。

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に終了した各事業年度を対象とする約177万社(母集団数は約271万社)をサンプル調査したものです。

68回目の調査となる今回は、利益計上法人の所得金額が8年連続で増加し、過去最大を記録しています。



◆ 資本金1000万円以下の法人が全体の86.1%

平成29年度分の法人数は、270万6,627社(前年度比1.3%増)で、このうち連結親法人は1,726社(同49%増)、連結子法人は1万2,671社(同6.4%増)となっています。資本金階級別の構成比では、1,000万円以下が、86.1%(同0.2ポイント増)、1,000万円超1億円以下が13.1%(同0.2ポイント減)となり、1億円以下の法人が全体の99.2%を占めています。

連結子法人の数を差し引いた法人数269万3,956社のうち、利益計上法人は、100万6,857社(同3.7%増)で7年連続増、欠損法人は168万7,099社(同0.1%減)で8年連続減です。法人数に占める欠損法人の割合は62.6%(同0.9ポイント減)となり、8年連続の減少となっています。連結法人は、利益計上法人が1,150社(同3.3ポイント増)、欠損法人が576社(同3.3ポイント減)で、欠損法人の割合は33.4%(同3.3ポイント減)となっています。

◆ 利益計上法人の所得は8年連続増

全法人の営業収入金額は1,519兆4,651億円(同4.7%増)で、利益計上法人の営業収入金額は1,236兆4,302億円

(同8.0%増)と2年連続の増加となりました。特に利益計上法人の所得金額は、67兆9,437億円(同14.3%増)で8年連続増加し、過去最大を更新しています。

法人税額及び所得税額控除では、法人税額が11兆9,772億円(同14.4%増)、所得税額控除は、3兆5,496億円(同11.9%増)といずれも増加しました。

交際費等については、支出額が3兆8,104億円(同5.1%増)と増加し、税法上損金に算入されない金額は1兆941億円で、支出額に占める損金不算入割合は26.5%でした。

交際費が増加した一方で、寄附金は減少に転じました。寄附金については、支出額が7,610億円(同32.2%減)と大幅に減少しています。このうち指定寄附金等に係る支出額は1,106億円(同25.5%減)、その他の寄附金に係る支出額は5,499億円(同37.1%減)まで落ち込んでいます。

消費税不正還付が急増 昨年度は19億円

2018年度に告発された消費税の不正還付事案は16件に上り、統計を始めた2001年度以降で2番目の多さと公表されています。金額で見ると、2017年度の3.5倍にあたる19億円(未遂を含む)に急増しています。全国の国税局が強制調査(査察)し、2018年度に処理した182件の脱税総額は、2017年度比3%増の139億円でした。

今年は10月に消費税率が10%に上がる予定であり、不正還付で得られる利益も増えることから、国税庁は不正還付の監視に引き続き重点を置き、警戒を強めるようです。

東京国税局が手掛けた消費税の不正還付事案では、高額な腕時計の仕入れを装って架空の仕入れを計上。その商品を免税店で外国人旅行者に販売したように装い架空の売り上げがあったように見せかけ、消費税の還付を受けようとした事例などがありました。

消費税以外の税を含めて検察に告発したのは121件、脱税額は111億円。告発率は約66%でした。同庁は「低金利の影響などから、自宅に現金で隠匿するような事例も増えてきている」と指摘しています。なお、2018年度中にあった査察事件の一審判決は全て有罪だったようです。

税務に関する再調査・訴訟等の概要

国税庁・国税不服審判所は、先月末に2018年度における再調査の請求・審査請求・訴訟の概要を公表しました。

これによると審査請求の発生件数が6年ぶりに3,000件超となり、その内訳をみると、徴収関係・法人税等・申告所得税等・消費税等が対前年度比で増加しています。再調査の請求の発生件数も、昨年より増加した一方で、訴訟の発生件数は減少する結果となっています。

	再調査	審査請求	訴訟
2016年度	1,674件	2,488件	230件
2017年度	1,814件	2,953件	199件
2018年度	2,043件	3,104件	181件

◆ 再調査の請求の認容割合は12.3%

2018年度における再調査の請求の発生件数は2,043件(前年度比12.6%増)、処理件数は2,150件(同424件増)といずれも昨年度を上回っています。その中で納税者の主張が受け入れられた認容件数は264件(一部認容237件、全部認容27件)で、処理件数に占める割合は12.3%となっています。

◆ 審査請求の認容割合は1割以下

一方、審査請求の発生件数は3,104件(前年度比5.1%増)となり、6年ぶりに3,000件を超えました。処理件数は2,923件(同48件増)と昨年を上回っています。そのうち認容件数は、216件(一部認容139件、全部認容77件)で、処理件数に占める割合は7.4%でした。

◆ 訴訟の発生件数等は平成において過去最小

裁判所に対する訴訟の発生件数は、181件(前年度比9.0%減)と7年連続の減少です。その内訳をみると、法人税と所得税以外が減少しています。

その中で終結件数は177件で、そのうち国側が敗訴したものは6件(一部敗訴3件、全部敗訴3件)。敗訴割合は3.4%(一部敗訴1.7%、全部敗訴1.7%)となっています。発生件数及び終結件数敗訴件数敗訴割合は、平成のうち、いずれも過去最小値となっています。

競売と任意売却

◆競売の特殊性

競売による物件取得も、以前よりは手軽にできるようになりましたが、不動産業者を通して購入する一般流通物件と比べると、競売固有の特殊性もあります。競売は誰でも参加でき、基準となる価格も安いので相応のデメリットにも留意しなければなりません。

◆任意売却

競売などの強制執行を回避する事を目的とした売買で、不動産所有者の意思で不動産を売却することをいいます。手続きは通常の不動産売却と変わらないため債務者は実勢価格に近い価格での売却も期待できます。

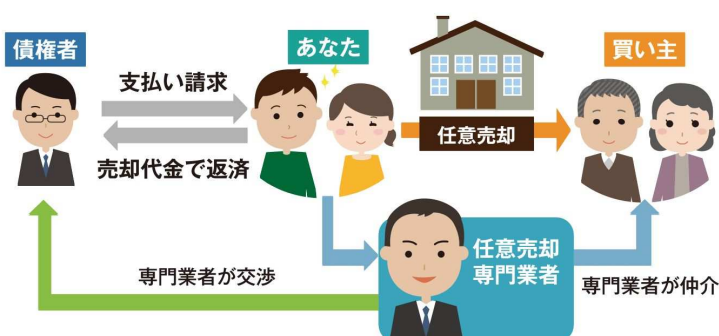
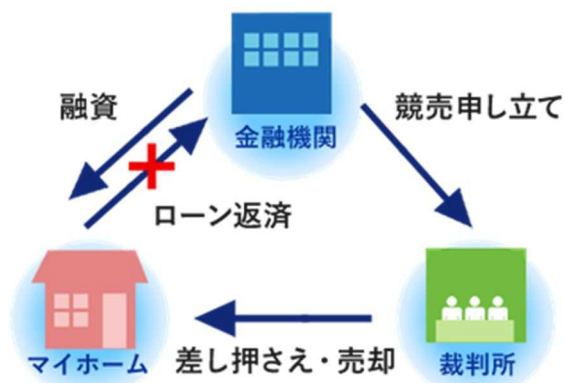
◆競売不動産・任意売却不動産購入時のメリット・デメリット

競売・任意売却のメリット

競売のメリット	任意売却のメリット
入札期間内に落札されるような配慮が必要なことから、市場価格より20～30%ほど安い価格で売却価格が設定される。	一般の不動産と違い、限られた期間内での売却や瑕疵担保責任が免責されるなどの理由から同じような不動産売買価格より安く購入できる事が多い。

競売・任意売却のデメリット

競売のデメリット	任意売却のデメリット
一般の不動産取引では認められている「売主の瑕疵担保責任」がないため、購入した物件に不具合や瑕疵があったとしても、すべて買主が対応することになる。	任意売却の物件は「売主の瑕疵担保責任」がないため、購入後に欠陥(瑕疵)を見つけた場合買主負担となる。
売主や第三者の立ち退き、鍵の引渡し、付帯設備の点検と修理、隣家との境界の確定、売主や第三者の残置物の撤去、抵当権や賃借権などの抹消等は自己責任となる。	任意売却の物件の売買価格などに関しては債務者の同意だけでなく、債権者の同意も必要となり交渉に時間がかかる場合がある。
競売不動産という性質上、対象物件の現地案内や内覧が自由にできない。	残置物がない状況での引渡しが原則だが、中には処理ができず荷物が残されたまま引渡しになるケースもある。



競売	任意売却
----	------

年次有給休暇の時季指定に関する実務上の注意点

4月より年10日以上の子年次有給休暇(以下、年休)が付与される従業員に対し、年休日数のうち少なくとも5日を取得させることが義務となりました。確実な取得に向けて、使用者が取得時季を指定して運用するケースもあることから、今回は、この使用者による時季指定に関する実務上の注意点を紹介します。



◆ 就業規則の記載

今回の法改正では、従業員自らが5日の年休を取得すれば、使用者が改めて時季指定を行う必要はありません。しかし、取得日数が5日に満たない場合には、最終的には使用者が時季指定を行うことにより、確実に5日の年休を取得させる必要があります。そもそも使用者による時季指定とは、使用者が従業員の希望を確認した上で、年休取得日をあらかじめ決めることをいいますが、これを行う際には、就業規則に時季指定を行う旨の規定が必要とされています。必ず記載しなければならない項目は、時季指定の対象となる労働者の範囲、時季指定の方法等です。

◆ 指定日までに退職した場合の対応

時季指定をしたものの、その指定日までに従業員が退職するというケースが考えられます。このような場合には、従業員の希望を再度確認した上で、退職日までに5日の年休を取得させることが原則的な取扱いになります。現実的には退職日までの期間が短いケースもありますが、このような場合も同様の取扱いとなります。

◆ 望ましくないとされる取扱い

この年休取得義務化の取扱いに関し、厚生労働省のリーフレット「年次有給休暇の時季指定を正しく取扱いましょう」では、以下のような取扱いは望ましくないとされています。

- ① 法定休日ではない所定休日を労働日に変更し、その労働日について、使用者が年休として時季指定すること。
- ② 会社が独自に設けている有給の特別休暇を労働日に変更し、その労働日について、使用者が年休として時季指定すること。

①は、実質的に年休の取得につながっていないことから、望ましくないとされています。

②は、今回の法改正をきっかけに特別休暇を廃止し、年休に振り替えることは、法改正の趣旨に沿わないとされています。特別休暇などの労働条件の変更は、従業員と会社が合意して行うことが原則になるので注意してください。

7月度の税務スケジュール

内 容	期 限
6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 7月 10日(水)
所得税の予定納税額の減額申請	申 請 期 限 7月 16日(火)
5月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>	申 告 期 限 7月 31日(水)
所得税の予定納税額の納付(第1期分)	納 期 限 7月 31日(水)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	申 告 期 限 7月 31日(水)
法人・個人事業者の1月毎の期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	申 告 期 限 7月 31日(水)
11月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)	申 告 期 限 7月 31日(水)
消費税の年税額が400万円超の2月・8月・11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	申 告 期 限 7月 31日(水)
消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>	申 告 期 限 7月 31日(水)
固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付	納 期 限 7月中で条例で制定

今月の名言録

信頼は自らの内に築く



信じられる人間関係がなければ、企業経営は成り立ちません。
では、信じあえる人間関係とは、どのようにしてできるのでしょうか。
私は、最初、信じられる仲間をつくろうと思いました。
つまり、自分の外に、信頼関係を求めたのです。しかし、そうではありませんでした。
自分自身の心が、誰からも信じてもらえるようなものでなければ、
信じあえる人たちは集まってこないのだと気づきました。
信じられる人間関係とは、自分の心の裏返しだったのです。

私も人に裏切られたことは、何回もあります。しかし、それでも構いません。
人を徹底して信じていこうと考えています。自分自身の心が相手の信頼に足る心であるかどうかということ、
常に自問自答しながら、自分の心をより良いものに高めていこうと思うのです。

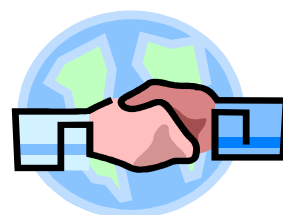
たとえ、常に自分が損をしたとしても、人を信じていく、その中でしか信頼関係は生まれません。
信頼とは、外に求めるのではなく、自らの心の内に求めるものなのです。

（「心を高める、経営を伸ばす」 稲盛和夫著 PHP研究所）

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がお見えでしたら、
お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、
必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方（開業支援、税務相談、社会保険相談など）
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方（税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など）
- ・相続でお困りの方（今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など）
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

〒460-0022
名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL: 052-331-0135
052-331-0145
FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

